

ふじみ野市個人情報保護条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>（自己情報の提供先への通知）</p> <p>第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（自己情報の提供先への通知）</p> <p>第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

ふじみ野市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改正案				現行			
<p>（手数料の減免）</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表38の項から55の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別表38の項から55の項までに規定する事務に係る申請等があった場合</u>において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p>				<p>（手数料の減免）</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表39の項から56の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別表39の項から56の項までに規定する事務に係る申請等があった場合</u>において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p>			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。	1件につき	800円
					(1) 天災、市等の過失その他自己		

					<p><u>の責めに帰することのできない事由により紛失し、焼失し、若しくは損傷した場合又は機能が損なわれた場合</u></p> <p>(2) <u>追記欄の余白がなくなった場合</u></p> <p>(3) <u>有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合</u></p> <p>(4) <u>個人番号又は住民票コードを変更した場合</u></p> <p>(5) <u>市等の過失により誤って交付された場合</u></p> <p>(6) <u>国外転出により返納した場合</u></p> <p>(7) <u>記載事項の変更(性別又は特別養子縁組による氏の変更に限る。)により返納した場合</u></p>		
8～61	(略)	(略)	(略)	9～62	(略)	(略)	(略)
62	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第61条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質</p>	1件につき	新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。た	63	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第61条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質</p>	1件につき	新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。た

確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建ての住宅のもの

(2) 前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの

(3) 住宅品質確保促進法第6条第

1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この項において「審査申出」という。)を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

1件につき
新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

1件につき
23,000円。ただし、

確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建ての住宅のもの

(2) 前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの

(3) 住宅品質確保促進法第6条第

1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この項において「審査申出」という。)を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

1件につき
新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

1件につき
23,000円。ただし、

1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	き	審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき	72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面	1件につき	新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000円。ただし、審査申

1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	き	審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき	72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面	1件につき	新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000円。ただし、審査申

	積の合計が500平方メートル以下のもの		出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。		積の合計が500平方メートル以下のもの		出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
	(7) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査	1件につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。		(7) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査	1件につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
	(8) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査	1件につき	2,200円		(8) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査	1件につき	2,200円
	(9) 長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円		(9) 長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円
63	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1		次に掲げる額を合計した額(第3号及	64	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1		次に掲げる額を合計した額(第3号及

項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		び第4号を除く。)
(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	5,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応		

項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		び第4号を除く。)
(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	5,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応		

	<p>じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p> <p>10,000円</p> <p>1件につき</p> <p>31,000円</p> <p>1件につき</p> <p>前2号の手数料の金額の欄に定める額</p> <p>にそれぞれ2分の1を乗じて得た額</p> <p>1件につき</p> <p>前3号の手数料の金額の欄に定める額</p> <p>に38の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p>				
	<p>じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p> <p>10,000円</p> <p>1件につき</p> <p>31,000円</p> <p>1件につき</p> <p>前2号の手数料の金額の欄に定める額</p> <p>にそれぞれ2分の1を乗じて得た額</p> <p>1件につき</p> <p>前3号の手数料の金額の欄に定める額</p> <p>に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p>				
64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)</p>		65	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)</p>

(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に <u>38</u> の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に <u>39</u> の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造

		計算適合性判定を併せて行う場合は、 39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額			計算適合性判定を併せて行う場合は、 40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額		
65	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計(市長が</p>	1件につ	11,000円	66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計(市長が</p>	1件につ	11,000円

別に定める算定方法によ て算定したものをいう。以 下この項及び68の項におい て同じ。)が300平方メート ル未満のもの	き			別に定める算定方法によ て算定したものをいう。以 下この項及び69の項におい て同じ。)が300平方メート ル未満のもの	き		
(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	1件につ き	19,000円		(イ) 床面積の合計が300平 方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	1件につ き	19,000円	
イ 建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第12条 第2項又は第13条第3項の規定 による場合	1件につ き	アの手数料の金額 欄に掲げる額の区 分に応じ、それぞれ 当該手数料の2分の 1に相当する額		イ 建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第12条 第2項又は第13条第3項の規定 による場合	1件につ き	アの手数料の金額 欄に掲げる額の区 分に応じ、それぞれ 当該手数料の2分の 1に相当する額	
(2) 建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第12条第 1項又は第13条第2項の規定によ る場合(前号アに掲げる場合を 除く。)				(2) 建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第12条第 1項又は第13条第2項の規定によ る場合(前号アに掲げる場合を 除く。)			
ア 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28 年経済産業省・国土交通省令 第1号)第1条第1項第1号イに 定める基準に適合するもの				ア 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28 年経済産業省・国土交通省令 第1号)第1条第1項第1号イに 定める基準に適合するもの			
(ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	1件につ き	267,000円		(ア) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	1件につ き	267,000円	
(イ) 床面積の合計が300平	1件につ	334,000円		(イ) 床面積の合計が300平	1件につ	334,000円	

	<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	<p>1件につき</p> <p>102,000円</p> <p>1件につき</p> <p>130,000円</p> <p>1件につき</p> <p>前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額</p>				
66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p>		67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p>

ア 一戸建ての住宅	一の建築物につき	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに <u>67の項</u> 第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号

ア 一戸建ての住宅	一の建築物につき	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに <u>68の項</u> 第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号

		に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの		

		に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの		

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

一の建築物につき 40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき 80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

一の建築物につき 40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき 80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料

		の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル	一の建築物につき	334,000円。ただし、審査申出を併せて

		の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル	一の建築物につき	334,000円。ただし、審査申出を併せて

以内のもの	つき	行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定める基準に適 合する非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定 める額		
ア 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	一の建 築物に つき	102,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
イ 床面積の合計が300平方メ ートル以上500平方メートル 以内のもの	一の建 築物に つき	130,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額

以内のもの	つき	行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)に定める基準に適 合する非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分について次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定 める額		
ア 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	一の建 築物に つき	102,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。
イ 床面積の合計が300平方メ ートル以上500平方メートル 以内のもの	一の建 築物に つき	130,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号 に規定する手数料 の額を加算した額

	<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>とする。 前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>とする。 前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
67・68	(略)	(略)	(略)	68・69	(略)
<p>(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	
67・68	(略)	(略)	(略)	68・69	(略)

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案		現行	
（個人番号の利用及び情報連携） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 法第19条第9号に規定する個人情報保護委員会規則で定めるところにより、別表第3の照会機関の欄に掲げる実施機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の提供機関の欄に掲げる機関が保有する同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を規則で定めるところにより受けることができる。 5 （略） 別表第1(第4条関係)		（個人番号の利用及び情報連携） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 法第19条第8号に規定する個人情報保護委員会規則で定めるところにより、別表第3の照会機関の欄に掲げる実施機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の提供機関の欄に掲げる機関が保有する同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を規則で定めるところにより受けることができる。 5 （略） 別表第1(第4条関係)	
実施機関	事務	実施機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
19 市長	ふじみ野市福祉タクシー利用料金助成要綱(令和3年ふじみ野市告示第97号)による福祉タクシー利用料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	19 市長	ふじみ野市福祉タクシー利用料金助成要綱(平成17年ふじみ野市告示第84号)による福祉タクシー利用料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
26 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成25年ふじみ野市告示第15号)による難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	26 市長	ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成25年ふじみ野市告示第15号)による難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
36 市長	ふじみ野市後期高齢者医療人間ドック等検査料補助金交付要綱(平成24年ふじみ野市告示第133号)による後期高齢者医療	36 市長	ふじみ野市後期高齢者医療人間ドック検査料補助金交付要綱(平成24年ふじみ野市告示第133号)による後期高齢者医療

	療人間ドック検査料の補助に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第3(第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
		都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、 <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報、救助支給関係情報</u>
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	人間ドック検査料の補助に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第3(第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
		都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、 <u>雇用対策法(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報、救助支給関係情報</u>
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)